

○学校法人東海大学公益通報等に関する規程

(制定 2007年12月1日)

改訂	2009年4月1日	2013年4月1日
	2015年4月1日	2018年4月1日
	2020年4月1日	2021年4月1日
	2023年4月1日	

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東海大学(以下「この法人」という。)の業務に関し、法令、この法人の寄附行為若しくは学内諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為(以下「法令等違反行為」という。)及び医療法施行規則に基づく、医療安全管理の適正な実施に疑義が生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、もってこの法人の遵法精神の向上を図り、健全な発展に資することを目的とする。

(窓口)

第2条 この法人は、法令等違反行為に関する通報・相談及び医療法施行規則に基づく、医療安全管理の適正な実施に疑義が生じた場合等の通報・相談(以下「公益通報等」という。)に応じるため、監査室に窓口を設置する。

2 窓口において、公益通報をできる者は、下記の者とする。

(1) この法人の役員

(2) この法人の教職員(学校法人東海大学教職員任用規程第2条、第8条及び第20条に定める者)、この法人の指揮命令下にある派遣職員及びこの法人と第三者との間の契約に基づいてこの法人においてその業務を遂行する労働者(以下「教職員等」という。)

(3) 通報の日前1年以内に退職又は契約業務を修了した教職員等(以下「退職者」という。)

(公益通報等の方法)

第3条 公益通報等は、電子メール、電話、書面又は面接の方法によって行うことができる。

2 役員、教職員等及び退職者は、公益通報等を行う場合において、当該役員、教職員等及び退職者本人を特定する情報を秘匿することができる。

(禁止事項)

第4条 役員、教職員等及び退職者は、虚偽及び不正の利益を得る目的、この法人又は第三者に損害を加える目的その他の不正の目的をもって、公益通報等を行ってはならない。

(相談への対応)

第5条 監査室は、役員、教職員等及び退職者から公益通報等に関する相談を受けた場合は、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(調査の開始)

第6条 監査室は、役員、教職員等及び退職者から公益通報等に関する通報を受けた場合は、遅滞なく、その調査を開始しなければならない。ただし、公益通報等として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

- 2 監査室は、前項の定めにより調査を開始する場合は、当該役員、教職員等及び退職者に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、当該役員、教職員等及び退職者の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(調査の実施)

第7条 監査室は、公益通報等として通報された事実について、書類調査、実地調査、報告及び説明の聴取その他の適切な方法により調査を行う。

- 2 監査室は、調査対象部門の責任者及び調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票及び資料の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。
- 3 調査対象部門の責任者及び調査対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。
- 4 監査室長及び調査担当者は、調査の実施のために必要と認める場合は、理事長の許可を得て、理事会、常務理事会その他の会議に出席し、又は、その議事録を閲覧することができる。

(遵守事項)

第8条 監査室長及び調査担当者は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 役員、教職員等及び退職者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
 - (2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
 - (3) 常に公平不偏の態度を保持し、すべて事実に基づいた調査を実施すること。
 - (4) 公益通報等を行った役員、教職員等及び退職者個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること。
 - (5) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏えいしないこと。
- 2 監査室長及び調査担当者は、その職を離れた場合であっても、前項第4号及び第5号に定める事項を遵守しなければならない。

(報告等)

第9条 監査室長は、公益通報等を受けたときは、その旨及びその内容(ただし、公益通報等を行った役員、教職員等及び退職者本人の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。)を理事長に報告しなければならない。

- 2 監査室長は、調査を開始した後、適宜、その進捗状況を理事長に報告するとともに、調査を終了した後、直ちに、その結果を理事長に報告しなければならない。
- 3 理事長は、公益通報等の存在が確認された場合は、遅滞なく、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。
- 4 監査室長は、前項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る公益通報等に関する通報を行った役員、教職員等及び退職者に対し、その措置の内容を通知しなければならない。ただし、当該役員、教職員等及び退職者の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 この法人は、役員、教職員等及び退職者が公益通報等を行ったことを理由として、当該役員、教職員等及び退職者に対し、解雇、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、役員、教職員等及び退職者が不正の目的をもって公益通

報等を行った場合には、この限りではない。

- 2 役員、教職員等及び退職者は、他の役員、教職員等及び退職者が公益通報等を行ったことを理由として、当該役員、教職員等及び退職者に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

(軽減措置)

第11条 公益通報等に関与していた役員、教職員等及び退職者が、監査室がその調査を開始する前に、自ら公益通報等を行った場合は、当該役員、教職員等及び退職者の処分を免除し、又はその程度を軽減することがある。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、稟議により行う。

付 則

この規程は、2007年12月1日から施行する。

付 則 (2023年4月1日)

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する
- 2 本規程改訂に伴い、「東海大学医学部附属病院内部通報等に関する規程」(2020年4月1日制定)を廃止し、医療法施行規則に基づく、医療安全管理の適正な実施に疑義が生じた場合等の通報・相談を「本規程」に定めるものである。